

## 2019年度の皮革及び革靴の関税割当てについて

重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令（昭和36年通商産業省令第35号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、関税暫定措置法に基づく2019年度の関税割当てに関する事項を下記のとおり定める。

なお、この公表は、関税暫定措置法の一部を改正する関連法律案（平成31年法律第\_\_\_\_\_号）の成立及び施行をもって有効となる。

### 記

#### 第1 関税割当てを行う物品及び申請区分

- この公表により関税割当てを申請しようとする者は、次表の左欄の申請区分に従い、それぞれ区分された物品（以下「割当物品」という。）ごとに申請しなければならない。

申請区分（割当物品）	略称
牛馬革（染着色等したもの）	皮革
牛馬革（その他のもの）	
羊革・やぎ革（染着色等したもの）	
革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。）	革靴

- この公表により関税割当てを行う物品（以下「物品」という。）及びその関税率法（明治43年法律第54号）別表の番号（以下「関税率表番号」という。）は、別表のとおりとする。

#### 第2 割当総数と割当ての種別

2019年度の割当総数は、関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）が定める数量とし、これを次の各号の種別により割り当てることとする。

##### 1 年度枠

割当総数のうち、次の表に示す数量を「年度枠」として割り当てる。

皮革	割当総数に100分の98を乗じて得た数量
革靴	割当総数に100分の99を乗じて得た数量

## 2 保留枠

割当総数から年度枠の数量を控除した数量を「保留枠」として割り当てる。保留枠はその数量を2等分し、年度内に2回に分けて行う。

## 3 年度枠及び保留枠の再割当

年度枠及び保留枠において残った割当て、返納された割当て、又は関税割当証明書（以下「証明書」という。）の無効等により未割当てとなった割当ての合計（再割当により改めて割り当てられたものの合計を除く。）が本公表で規定する期日において一定の量に達する場合、これらを改めて割り当てる（以下「再割当」という。）こととする。

（参考）再割当の計算式

各回の再割当ごとに、次の式により算出された数量

$$\text{再割当の数量} = (A + B + C + D) - E$$

A = 年度枠の割当て後の残量

B = 保留枠の割当て後の残量の累計

C = 返納された割当数量の累計

D = その他、関税割当証明書（以下「証明書」という。）の無効等により再割当に繰り入れられた数量

E = 再割当の既割当数量の累計

## 第3 申請受付日時

関税割当の申請は、次の日時に受け付ける。

また、次の（1）～（3）の各割当において受け付けられる申請は、それぞれの割当の受付期間のうちで、すべて同着とみなすこととする。

なお、年度枠及び保留枠の申請はいずれかの一回限りとする。

### 1 申請受付日

#### （1）年度枠

① 革靴の実績者（注）であって、革靴の申請のみを行う者（同時に皮革の申請を行う者を除く。）2019年4月2日（火）、3日（水）、4日（木）

② 上記①以外の者 2019年4月3日（水）、4日（木）

（注）「実績者」、「新規者」については、第5の1を参照のこと。

#### （2）保留枠

第1回 2019年 6月 4日（火）

第2回 2019年10月 1日（火）

#### （3）再割当

第1回 2019年 6月 4日（火） 第4回 2019年11月19日（火）

第2回 2019年 7月23日（火） 第5回 2020年 1月14日（火）

第3回 2019年10月 1日（火） 第6回 2020年 2月25日（火）

ただし、次の条件を満たす場合についてのみ、該当する割当物品の割当を行う。

皮革：申請日に10㎡以上の数量がある。（第6回については、1㎡以上）

革靴：申請日に10,000足以上の数量がある。（第6回については、1足以上）

（注）再割当の申請受付の有無は、各申請日の前週の火曜日（火曜日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲

げる日) の場合は、その直前の平日) に次の関税割当サイトにて発表する。  
『再割当受付情報』

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/03\\_import/01\\_kanwari/kanwari\\_5\\_2019.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_5_2019.html)

2 申請受付時間

午前10時から午前11時45分まで及び午後2時から午後4時まで

第4 申請窓口

申請窓口	所在地	年度枠の申請場所
経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課	東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 経済産業省本館14階 電話：03-3501-1511 (代) FAX：03-3501-0997	経済産業省本館 地下2階講堂
同 北海道経済産業局 総務企画部 国際課	北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第一合同庁舎5階 電話：011-709-2311 (代) FAX：011-709-1798	
同 東北経済産業局 産業部 国際課	宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟3階 電話：022-263-1111 (代) FAX：022-215-9463	
同 関東経済産業局 産業部 国際課	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館11階 電話：048-600-0265 FAX：048-601-1306	さいたま新都心合同庁舎1号館9階 会議室9-1B
同 関東経済産業局 東京通商事務所 総務課	東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎3階 電話：03-5842-7071 (代) FAX：03-5689-7841	湯島地方合同庁舎1階 共用会議室
同 関東経済産業局 横浜通商事務所 業務課	神奈川県横浜市中区日本大通11番地 横浜情報文化センター10階 電話：045-212-1105 FAX：045-201-7156	横浜情報文化センター 7階 大会議室
同 中部経済産業局 地域経済部 国際課	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番2号 電話：052-951-4091 FAX：052-961-7829	中部経済産業局1階 特別会議室
同 近畿経済産業局 通商部 通商課	大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館2階 電話：06-6966-6034 FAX：06-6966-6088	大阪合同庁舎1号館 第1別館2階大会議室

同 近畿経済産業局 神戸通商事務所 総務課	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎5階 電話：078-393-2682 FAX：078-393-2685	神戸地方合同庁舎1階 第4会議室
同 中国経済産業局 産業部 国際課	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館3階 電話：082-224-5659 FAX：082-224-5642	広島合同庁舎2号館 2階 第2会議室
同 四国経済産業局 産業部 国際課	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 電話：087-811-8525 FAX：087-811-8565	高松サンポート合同庁舎 北館7階 701会議室
同 九州経済産業局 国際部 国際課	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館7階 電話：092-482-5425 FAX：092-482-5321	福岡合同庁舎 本館6階 第2、3会議室
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館9階 電話：098-866-0031（代） FAX：098-860-3710	

## 第5 申請者の要件

申請者は、割当物品ごとに次の要件を満たした者でなければならない。

### 1 申請要件（年度枠、保留枠及び再割当の申請に共通するもの。）

- (1) 次表に掲げる事業を、申請日の属する月の6か月以前から主たる事業目的として事業を行っている法人（以下「法人」という。）又はこれらの事業を申請日の属する月の6か月以前から行っている個人（以下「個人事業者」という。）で、かつ、割当物品を自己の営業のために「自ら輸入」（この公表において、輸入契約の締結、貨物の荷受、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名において行うことをいう。以下同じ。）しようとする者でなければならない。

なお、この公表において規定する申請要件である割当物品を自己の営業のために「自ら輸入」しようとする者の解釈等については、「別記」のとおりとする。

皮革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皮革の加工、販売若しくは輸入又は皮革を用いる事業</li> <li>・履物、かばん・袋物、衣料品等のうち、皮革を用いる製品の製造又は加工、販売又は輸入</li> </ul>
革靴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履物及びその部分品又は皮革製品の販売又は輸入</li> <li>・衣料品の販売又は輸入</li> <li>・服飾・衣料雑貨、装身具等履物に関連する事業に係る製品の販売又は輸入</li> </ul>

- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる中小企業団体がその組合員（この公表により申請者の要件を有すると認められる者に限

る。)に委託して行う輸入は、その中小企業団体が「自ら輸入」したものとみなす。上記に記載する中小企業団体から委託を受けて輸入を行う者は、この公表において申請することができない。

(3) 申請者は、以下に掲げる「実績者」又は「新規者」(以下同じ。)とする。

① 実績者

過去2年間(平成29年4月1日から平成31年3月31日まで)に年度枠又は保留枠のいずれかの証明書の発給を受け、輸入通関した実績を有する者であって、同期間中に発給を受けた全ての証明書(再割当による証明書を含む。ただし、年度枠、保留枠又は再割当によるいずれかの証明書であっても、有効期間が延長され、申請時点において有効なものは除く。)を返納した者

この公表により新規者として年度枠又は保留枠のいずれかの証明書の発給を受けた者は、これ以降、年度内は実績者として取り扱う

② 新規者

上記①以外の者(過去2年間に新規者として再割当による証明書の発給を受け、輸入通関した実績を有する者を含む。)であって、申請日前1年間に、二通関以上「自ら輸入」した貨物の輸入申告価格(C I F建て)の合計額が50万円以上又は一通関100万円以上となる実績を有する者

2 保留枠の申請要件

第5の1の申請要件を満たしていること。ただし、この公表により、既に年度枠、保留枠又は再割当によるいずれかの証明書の発給を受けた者(これらの証明書を関税割当証明書引換書に記載された発給期間内に受領しなかった者を含む。)は、申請することができない。

なお、保留枠の受付と再割当の受付を同日に実施するときは、いずれか一方の申請のみを可能なものとする。

3 再割当の申請要件

(1) 皮革の場合

第5の1の申請要件を満たしていること。

(2) 革靴の場合

① この公表により初めて申請する場合(1回目の申請)

第5の1の申請要件を満たしていること。

② この公表による2回目の申請となる場合(第4回まで)

第5の1の申請要件を満たしていること。

既に発給した証明書を返納した者又は証明書の割当数量の一部を使用している者であること(証明書を使用していない場合は申請できない。以下同じ。)(注)

③ この公表による3回目以降の申請となる場合(第4回まで)

第5の1の申請要件を満たしていること。

既に発給した証明書の全てを返納した者又は割当数量の一部を使用している証明書1通を残し、他の証明書を全て返納した者であること。(注)

(注) この場合、証明書とは、年度枠、保留枠又は再割当の申請により、申請者自身が発給を受けたもののみを指す。(証明書の名義変更(事業譲受・合併等)によって得たものは含まれない。この名義変更による証明書のみを取得している場合は申請できない。)

④ この公表による2回目以降の申請で第5回及び第6回への申請となる場合

第5の1の申請要件を満たしていること。

#### 4 申請要件を満たさない者

次のいずれかに該当する場合には、申請することができない。

- (1) 過去2年間（平成29年4月1日から平成31年3月31日まで）に発給を受けたいずれかの証明書が返納されていない場合（有効期間が延長され申請時点において有効な証明書を除く。）
- (2) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に発給を受けたいずれか一の証明書（以下「既発給証明書」という。）によって輸入通関されたものが「自ら輸入」したものに該当しない場合
- (3) 平成29年度以降に発給を受けた証明書についての経済産業省の事後審査等による申請者への照会等において、照会事項等が確認できない場合
- (4) ①証明書に係る輸入の事業譲渡を行った法人に該当する場合、②証明書に係る輸入の事業譲渡を行った法人の代表権者が、個人事業者として申請する場合、③個人事業者が法人に名義を変更した当該法人の代表権者が、再度個人事業者として申請する場合
- (5) 既発給証明書が不正使用等により発給時に遡り無効とされた場合
- (6) (1) から (5) に掲げるほか、経済産業省が所管する物品の輸入において、平成29年度以降の事後審査等により関税割当制度を不正に利用したことが判明した場合

## 第6 提出書類

### 1 年度枠及び保留枠の申請

#### (1) 実績者

##### 1) 皮革の場合

- ① 関税割当申請書（省令様式第1） 1通
- ② 関税割当輸入実績表（公表様式第1） 1通
- ③ 法人の印鑑証明書又は個人事業者本人の印鑑登録証明書 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）
- ④ 国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面 1通
- ⑤ 個人事業者は、事業者（申請者）本人の上記第5申請者の要件表中の事業による事業（営業）収入のある「平成30年分の所得税の確定申告書B（第一表及び第二表）」及び「平成30年分収支内訳書」（青色申告者は「青色申告決算書」）の控えの原本1通（税務署の文書收受印があるもの（注1））（注2）

（注1）税務署の文書收受印が無い場合は、e-TAXで申告した「電子申請等証明データシート」を印刷した書面1通を併せて提出する（税務署が受信時にメールする「メール詳細」を印刷した書面でも可とする。）

（注2）控えの原本・書面は、受付確認後直ちに返却する。

##### 2) 革靴の場合

- ① 関税割当申請書（省令様式第1） 1通
- ② 関税割当輸入実績表（公表様式第1） 1通
- ③ 法人の印鑑証明書又は個人事業者本人の印鑑登録証明書 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）
- ④ 国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面 1通
- ⑤ 証明書を使用した初回（平成30年度証明書。平成30年度証明書の発給を受けていない実績者は、平成29年度証明書）の輸入通関に係る「2019年度申請用『自

ら輸入』申告書」（公表様式第5） 1通

- ⑥ 個人事業者は、事業者（申請者）本人の上記第5申請者の要件表中の事業による事業（営業）収入のある「平成30年分の所得税の確定申告書B（第一表及び第二表）」及び「平成30年分収支内訳書」（青色申告者は「青色申告決算書」）の控えの原本1通（税務署の文書收受印があるもの（注1））（注2）

（注1）税務署の文書收受印が無い場合は、e-TAXで申告した「電子申請等証明データシート」を印刷した書面1通を併せて提出する（税務署が受信時にメールする「メール詳細」を印刷した書面でも可とする。）

（注2）控えの原本・書面は、受付確認後直ちに返却する。

(2) 新規者

皮革、革靴共通

1) 法人の場合

- ① 関税割当申請書（省令様式第1） 1通  
② 事業内容確認書（公表様式第2） 1通  
③ 法人の印鑑証明書 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）  
④ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。） 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）  
⑤ 国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面 1通  
⑥ 事務所建物の不動産登記事項証明書の原本又は賃貸借契約書の写し 1通  
⑦ 申請要件を満たす申請日前1年間において、二通関以上「自ら輸入」した貨物（貨物名は問わない。）の輸入申告価格（CIF建て）の合計額が50万円以上又は一通関100万円以上となる実績の事実を証する次の書類 各1通（一通関毎）

(イ) 締結した輸入契約書の写し 1通

※ 輸入者の署名入りの発注書（Purchase Order）及び輸出者の署名入りの見積書（Proforma Invoice）により代替することができる。また、輸入者及び輸出者の名称、住所等が特定でき、かつ、契約日、貨物名、契約数量（輸入数量）、契約金額、船積地、船積予定日等が明記された電子メールの写しも可とする。

(ロ) 自己の名において輸入通関した実績金額に係る貨物の輸入代金決済の事実を証するT/T送金（外貨送金依頼書及び計算書の両方）等の書類の写し 1通

（注）・クレジットカード払いによる時は、法人の場合は、法人名義のクレジットカードの領収書及び明細書の両方（なお、代表権を有する者の個人クレジットカードの使用も可とする。）。

・信用状（L/C）取引による時は、信用状発行（開設）依頼書及び計算書の両方。

(ハ) 輸入許可通知書等（次のaからcに掲げるいずれか一の書類）の写し 1通

a 輸入許可通知書

b 輸入（納税）申告書（税関様式C第5020号）（税関の許可印が押印されているもの）

c 国際郵便課税通知書（税関様式C第5060号）（配達郵便局の日付印が押印されているもの）

(ニ) 輸入通関実績に係る貨物の船荷証券（B/L）又は航空運送状（AWB）の写し 1通

(ホ) 輸入通関実績に係る貨物の仕入書（インボイス）の写し 1通

## 2) 個人事業者の場合

- ① 関税割当申請書（省令様式第1） 1通
- ② 事業内容確認書（公表様式第2） 1通
- ③ 個人事業者本人の印鑑登録証明書 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの。）
- ④ 営業を行っている自宅又は事務所建物（自宅及び事務所建物で営業を行っている場合は両方）の不動産登記事項証明書の原本又は賃貸借契約書の写し 1通
- ⑤ 個人事業者本人が未成年の場合には、未成年者登記事項証明書 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）
- ⑥ 個人事業者本人の上記第5申請者の要件表中の事業による事業（営業）収入のある「平成30年分の所得税の確定申告書B（第一表及び第二表）」及び「平成30年分収支内訳書」（青色申告者は「青色申告決算書」）の控えの原本1通（税務署の文書收受印があるもの（注1））（注2）  
なお、2019年中に開業し、事業を行っている個人事業者の場合を除く。  
（注1）税務署の文書收受印が無い場合は、e-TAXで申告した「電子申請等証明データシート」を印刷した書面1通を併せて提出する（税務署が受信時にメールする「メール詳細」を印刷した書面でも可とする。）  
（注2）控えの原本・書面は、受付確認後直ちに返却する。
- ⑦ 申請日の属する月の6か月以前から表中（上記第5の1の申請要件）の事業を行っていることを証する「個人事業の開（廃）業等届出書」の\*控えの原本1通（税務署の文書收受印があるもの）  
（※）控えの原本は、受付確認後直ちに返却する。
- ⑧ 上記（2）の1）の⑦の（イ）～（ホ）に掲げる全ての書類

## 2 再割当の申請

この公表により初めて申請しようとする実績者の場合には、第6の1の（1）の書類、新規者の場合には、第6の1の（2）の書類を提出すること。

また、この公表により2回目以降の申請を行おうとする場合には、いずれの申請者も次の書類を提出すること。ただし、革靴の場合で、第5回又は第6回へ申請を行おうとする場合は（2）①のみの提出とし、取得済み証明書の使用状況にかかわらず申請することができる。

### （1）皮革の場合

関税割当申請書（省令様式第1） 1通

### （2）革靴の場合

- ① 関税割当申請書（省令様式第1） 1通
- ② 関税割当証明書使用状況表（再割当申請用）（公表様式第3） 1通
- ③ 証明書が返納されている場合には、返納確認書の\*原本  
（※）返納確認書の原本は、受付確認後直ちに返却する。
- ④ 割当数量の一部を使用している証明書の\*原本（既に全ての証明書を返納した場合を除く。）（注1）（注2）（注3）  
（※）証明書の原本は、受付確認後直ちに返却する。  
（注1）通関手続中で証明書の原本が提出できない場合には、その証明書（両面）の写しを提出すること。再割当による証明書は、提出できなかった証明書の原本を確認した後に発給する。  
（注2）証明書（両面）の写しで割当数量の全部を使用していることが確認できる場合には、証明書が返納されたこととみなす。再割当による証明書は、その証明書が



返納された後に発給する。

(注3) NACCSシステムに登録した場合は、関税割当証明書(裏落)内容照会情報(申請日直前のもの一通)を印刷し証明書原本に添付の上、提出すること。

### 3 提出を省略できる書類

- (1) この公表により2以上の割当物品を同時に申請する場合であって、いずれかの申請に第6の1の(1)及び(2)の1)及び2)に掲げる書類(①及び②を除く。)を提出した場合には、その他の申請においては提出することを要しない。
- (2) 過去2年間(平成29年4月1日から平成31年3月31日まで)に他の割当物品の証明書の発給を受け、輸入通関した実績を有する申請者であって、第5の1の(3)②の新規者に該当する場合は、当該発給を受けた証明書の返納の際に提出窓口から返却された返納確認書(受付印があるもの)の写しを提出することによって、第6の1の(2)の1)の⑦に掲げる書類並びに同2)の⑧に掲げる書類を提出することを要しない。
- (3) 平成30年度に新規者として再割当による証明書の発給を受け、輸入通関した実績を有する申請者であって、第5の1の(3)②の新規者に該当する場合は、当該発給を受けた証明書の返納の際に提出窓口から返却された返納確認書(受付印があるもの)の写しを提出することによって、第6の1の(2)の1)の⑦に掲げる書類並びに同2)の⑧に掲げる書類を提出することを要しない。

## 第7 申請数量

申請数量は、割当物品ごとに次の数量とする。

### 1 年度枠の申請数量

2019年4月から2020年3月末までの期間に計画している割当物品の輸入数量の範囲内の数量

### 2 保留枠の申請数量

申請日から2020年3月末までの期間に計画している割当物品の輸入数量の範囲内の数量

### 3 再割当の申請数量

申請日から2020年3月末までの期間に計画している割当物品の輸入数量の範囲内の数量(この公表により発給された証明書の割当数量に未使用の割当数量がある場合には、その数量を控除した数量)

## 第8 関税割当ての数量の算出方法

割り当てる関税割当ての数量は、割当物品ごとに次の方法によって算出する。

### 1 年度枠

(1) 基準数量(各申請者の関税割当ての計算の基礎となる数量。以下同じ。)

① 実績者:申請数量又は※1実績算定数量のいずれか低い数量

(※1) 実績算定数量

$$= \left( \frac{A_1 - A_2}{2} + \frac{B}{2} \right) \times C \times D$$

A<sub>1</sub> =平成29年度の証明書による割当物品の輸入通関数量

A<sub>2</sub>=A<sub>1</sub>の数量のうち、非該当数量（第15「証明書の返納」の3に規定する数量。以下同じ。）

B =平成30年度の年度枠又は保留枠の割当数量

C =	皮革の場合	0.98
	革靴の場合	0.99

D =※2消化率（0.95以上のときは、1.0に切り上げる。）

(※2) 消化率

$$= \frac{(A_1 - A_2) + E_2 + (E_3 \times 0.5) + B}{E_1 + B}$$

A<sub>1</sub> =平成29年度の証明書による割当物品の輸入通関数量

A<sub>2</sub> = A<sub>1</sub> の数量のうち、非該当数量

B =平成30年度の年度枠又は保留枠の割当数量

E<sub>1</sub> =平成29年度の割当数量（再割当の割当数量を含む。）

E<sub>2</sub> = E<sub>1</sub> の割当数量のうち、平成29年11月21日までに返納された割当数量

E<sub>3</sub> = E<sub>1</sub> の割当数量のうち、平成29年11月22日から平成30年1月4日までの間に返納された割当数量

## ② 新規者

申請数量又は次表に掲げる一申請者当たりの割当限度数量（以下「割当限度数量」という。）のいずれか低い数量

割 当 物 品		割当限度数量
皮革	牛馬革（染着色等したもの）	2,500㎡
	牛馬革（その他のもの）	800㎡
	羊革・やぎ革（染着色等したもの）	2,000㎡
革靴	革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。）	5,000足

なお、発給を受けた証明書が平成30年度再割当による証明書のみの方については、新規者と同じ方法により割当量を算出する。

## (2) 割当方法

### 1) 申請数量の総計が年度枠の数量以下となる場合

申請者に対して申請数量を割り当てる。

### 2) 申請数量の総計が年度枠の数量以上となる場合

#### ① 基準数量の総計が年度枠の数量以下となる場合には、次の手順により配分し、各配分を合計した数量を、申請者に対して割り当てる。

(イ) 申請者に対して基準数量を配分する。

(ロ) (イ)の配分の後に残量がある場合には、消化率が0.95以上の実績者（以下「割当消化実績者」という。）に対して基準数量の比例により追加配分する。ただし、追加配分後の数量は、次のa又はbのいずれか大きい数量（この数量が申請数量を上回るときは、申請数量）を限度とする。

- a 平成29年度の証明書による割当物品の輸入通関数量（非該当数量は除く。）
- b 平成30年度の割当数量（年度枠又は保留枠の割当数量）
- (ハ) (ロ) までの配分後に割当消化実績者の中に配分数量が割当限度数量に満たない者がある場合には、その割当消化実績者の配分数量を、次のa又はbのいずれかに該当する調整数量を使い、新規者の配分数量の最高数量と同じ数量になるように調整配分する。ただし、調整配分後の数量は、申請数量を限度とする。
  - a (ロ) までの配分後に残量がある場合には、その残量（この残量だけでは不足するときは、(イ) の新規者の配分数量から不足する数量を減じ、その数量を加えた数量）
  - b (ロ) までの配分後に残量がない場合には、(イ) の新規者の配分数量から調整に必要な数量を減じた数量
- (ニ) (ハ) までの配分後に残量がある場合には、その残量を、割当消化実績者に対して基準数量の比例により追加配分する。ただし、追加配分後の数量は、申請数量を限度とする。
- (ホ) (ニ) までの配分後に割当消化実績者（基準数量がゼロになる者を除く。）全ての配分数量が申請数量どおりとなる場合であって、かつ、残量がある場合には、その残量を、割当消化実績者以外の申請者に対して基準数量の比例により追加配分する。ただし、追加配分後の数量は、申請数量を限度とする。
- ② 基準数量の総計が年度枠の数量以上となる場合には、次の手順により配分し、各配分を合計した数量を、申請者に対して割り当てる。
  - (イ) 実績者に対して基準数量を配分する。
  - (ロ) 次のa、b又はcのいずれか低い数量を、新規者に対して配分する。
    - a 申請数量
    - b 基準数量
    - c 均等割数量（(イ) の残量を新規者の数で除した数量）
  - (ハ) (ロ) までの配分後に割当消化実績者の中に配分数量が割当限度数量に満たない者がある場合には、その割当消化実績者の配分数量を、(ロ) までの新規者の配分数量から調整に必要な数量を減じ、新規者の配分数量の最高数量と同じ数量になるように調整配分する。ただし、調整配分後の数量は、申請数量を限度とする。
  - (ニ) (ハ) までの配分後に残量がある場合には、その残量を、割当消化実績者に対して基準数量の比例により追加配分する。ただし、追加配分後の数量は、申請数量を限度とする。
- 3) 1) 又は2) の割当終了後に残量がある場合には、その残量を再割当の対象とする。

## 2 保留枠

### (1) 基準数量

#### ① 実績者

(イ) 1 (1) ①の基準数量

(ロ) (イ) にかかわらず、割当消化実績者の基準数量が \*新規者最高割当数量に満たない場合には、その割当消化実績者の基準数量は、新規者最高割当数量と同数とする。

(※) この公表において「新規者最高割当数量」とは、年度枠の割当てにおいて最終的に決定された新規者の割当数量の最高数量をいう。ただし、その数量が

割当限度数量を超えるときは、割当限度数量とする。

② 新規者

申請数量又は新規者最高割当数量のいずれか低い数量

(2) 割当方法

各回の割当てごとに、

1) 申請数量の総計が保留枠の割当て1回分の数量以下となる場合

申請者に対して申請数量を割り当てる。

2) 申請数量の総計が保留枠の割当て1回分の数量以上となる場合

① 基準数量の総計が保留枠の割当て1回分の数量以下となる場合には、次の手順により配分し、申請者に対して割り当てる。

(イ) 申請者に対して基準数量を配分する。

(ロ) (イ)の配分の後に残量がある場合には、その残量を、割当消化実績者に対して基準数量の比例により追加配分する。ただし、次のa又はbのいずれか大きい数量(この数量が申請数量を上回るときは、申請数量)を限度とする。

a 平成29年度の証明書による割当物品の輸入通関数量(非該当数量は除く。)

b 平成30年度の割当数量(年度枠又は保留枠の割当数量)

② 基準数量の総計が保留枠の割当て1回分の数量以上となる場合には、次の手順により配分し、申請者に対して割り当てる。

(イ) 次のa、b又はcのいずれか低い数量を、申請者に対して配分する。

a 申請数量

b 基準数量

c 保留枠の均等割数量(保留枠の割当て1回分の数量を申請者の数で除した数量)

(ロ) (イ)の配分の後に残量がある場合には、その残量を、申請者に対して基準数量の比例により追加配分する。ただし、申請数量を限度とする。

3) 1)又は2)の割当ての後に残量がある場合には、その残量を再割当の対象とする。

3 再割当

(1) 皮革の場合

各回の割当てごとに、

① 申請数量の総計が再割当の数量以下となる場合

申請者に対して申請数量を割り当てる。

② 申請数量の総計が再割当の数量以上となる場合には、次の手順により配分し、各配分を合計した数量を、申請者に対して割り当てる。

(イ) 次のa又はbのいずれか低い数量を、申請者に対して配分する。

a 申請数量

b 再割当における均等割数量(再割当の数量を申請者の数で除した数量)

(ロ) (イ)の割当後に残量がある場合には、その残量を、申請者に対して均等に追加配分する(残量を対象者数で除した数量を均等に配分していく。)。ただし、申請数量を限度とする。

③ ①又は②の割当終了後に残量がある場合には、その残量を次回の再割当の対象とする。ただし、再割当ては、今年度限りのものであり、年度末に残量があっても翌年度に繰り越さない。

(2) 革靴の場合

1) 基準数量（第4回まで）

- ① この公表により証明書の発給を既に受けている者  
申請数量又は輸入実績参考数量（次の a 又は b のいずれか大きい数量をいう。）の  
いずれか低い数量
- a 5,000 足から未使用の割当数量（返納した数量を含まない。）を控除し  
た数量
  - b 証明書により割当物品を「自ら輸入」した数量（5,000 足以上となる場  
合には、5,000 足とする。）
- ② この公表により証明書の発給を受けていない者  
申請数量又は新規者最高割当数量のいずれか低い数量

2) 割当方法

各回の割当てごとに、

- ① 申請数量の総計が再割当の対象数量を下回る場合  
申請者に対して申請数量を割り当てる。
- ②-1 申請数量の総計が再割当の対象数量を上回る場合（第4回まで）
- (イ) 基準数量の総計が再割当の対象数量を下回る場合には、次の手順により配分  
し、申請者に対して割り当てる。
    - a 申請者に対して基準数量を配分する。
    - b a の配分の後に残量がある場合には、その残量を、申請者に対して均等に追  
加配分する。ただし、追加配分後の数量は、申請数量を限度とする。
  - (ロ) 基準数量の総計が再割当の対象数量を上回る場合には、次の手順により配分し、  
申請者に対して割り当てる。
    - a 次の i、ii 又は iii のいずれか低い数量を、申請者に対して配分する。
      - i 申請数量
      - ii 基準数量
      - iii 再割当における均等割数量（再割当の対象数量を申請者の数で除した数  
量）
    - b a の配分の後に残量がある場合には、その残量を、申請者に対して均等に追  
加配分する。ただし、追加配分後の数量は、申請数量を限度とする。
- ②-2 申請数量の総計が再割当の対象数量を上回る場合（第5回以降）
- (イ) 次の a 又は b のいずれか低い数量を、申請者に対して配分する。
    - a 申請数量
    - b 再割当における均等割数量（再割当の数量を申請者の数で除した数量）
  - (ロ) (イ) の割当後に残量がある場合には、その残量を、申請者に対して均等に追加  
配分する（残量を対象者数で除した数量を均等に配分していく。）。ただし、申  
請数量を限度とする。
- ③ ①又は②の割当終了後に残量がある場合には、その残量を次回の再割当の対象とす  
る。ただし、再割当は、今年度限りのものであり、年度末に残量があっても翌年度に  
繰り越さない。

- 4 1、2又は3により割当数量を算出した結果、割当数量が次の表に掲げる数量に満たない場合には、証明書を発給しない。

皮革	1 m <sup>2</sup>
革靴	1 足

## 第9 証明書の発給

- 1 申請のあった申請書類一式等を審査し、その結果、申請要件を満たさない申請である場合等申請者が発給を受けるのに不適格であると判断される場合には、証明書を発給しない。
- 2 証明書の発給を受ける者は、申請した窓口において「関税割当証明書引換書」に記載された発給期間内に、その「引換書」と引換えに受領しなければならない。ただし、審査に時間を要する案件の場合には、証明書の発給が遅れることがある。
- 3 過去2年間（平成29年4月1日から平成31年3月31日まで）に発給した証明書を返納していない者には、2019年度の証明書を発給しない。

## 第10 証明書の失効

「関税割当証明書引換書」に記載された発給期間内に証明書を受領しなかった場合、証明書は、失効する。

失効した証明書は返納されたものとし、再割当の対象数量に繰り入れる。また、失効となった証明書については、公表第16の基準を適用することはせず、全ての数量について使用したとみなさない。

## 第11 証明書の無効、要件を満たさない者

- 1 他人の証明書を使用した者又は証明書を他人に使用させた者に対して、当該年度に発給した証明書を発給時に遡り無効とし、当該証明書の返納を求めることがある。さらに、その事実が判明した日からその日の属する年度の翌々年度の末日まで（当該年度の初めての証明書の発給までに判明した場合には、翌年度の末日までとする。）申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがある。
- 2 関税割当てを申請した者のうち、次に掲げる者については、当該年度に発給した証明書の返納を求め、当該返納を求める事実が発生した日からその属する年度の翌々年度の末日まで（当該年度の初めての証明書の発給までに判明した場合には、翌年度の末日までとする。）申請要件を満たさない者として取り扱うことがある。さらに、当該年度に発給した証明書について発給時に遡り無効とすることがある。
  - (1) 関税割当てに関する各種申請のときに、発給の可否を判断するに必要かつ重要な事実を告げなかった若しくは真実でないことを告げた者又は提出すべき書類の提出を怠った者
  - (2) 当該年度に発給した証明書について割当物品を自己の営業のために「自ら輸入」を行っ

ている事実を提出すべき書類により証明できない者

- (3) 当該年度に発給した証明書に記載された事項の変更が生じたときに、提出すべき書類の提出を怠った者

- 3 上記1又は2により、証明書を無効とする場合には、その証明書の証明書番号、割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所、法人番号、割当年月日、有効期間の満了日並びに割当物品名について、『経済産業公報』及び『JETRO通商弘報』において公表する場合がある。

## 第12 証明書の有効期間

証明書の有効期間は、割当年月日から2020年3月31日までとする。  
なお、有効期間の延長が認められた場合には、延長された期日までとする。

## 第13 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

経済産業省は、この公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）、住所、法人番号を、『経済産業公報』及び『JETRO通商弘報』において公表する。

## 第14 証明書の割当数量変更（割当数量の一部返納）

証明書の割当数量（割当数量が変更されている場合には、変更後の割当数量。以下この第14において同じ。）の一部を返納するために割当数量の変更を申請しようとする者は、当該証明書を発給した窓口に必要な書類を提出しなければならない。（第17参照）

- 1 関税割当証明書内容変更申請書（注意事項様式第1） 2通
- 2 割当数量を変更しようとする証明書の原本及びその写し 各1通  
（注1）申請の際に記入する「今後の使用予定数量」は、整数とする。（第18の5参照）  
（注2）NACCSシステムに登録した場合は「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。

## 第15 証明書の返納

- 1 証明書の発給を受けた者は、証明書が次のいずれか一の事由に該当したときは、その事実の発生した日から1か月以内（有効期間を延長した証明書は、2020年度「年度枠」証明書受領日まで）に、次の2の提出書類を発給窓口提出しなければならない。ただし、あらかじめ発給窓口の了承を得た場合は上記第4「申請窓口」表中の申請窓口提出することができる（委任状による返納を除く。）。
  - (1) 証明書の割当数量を全て使用した場合
  - (2) 証明書を使用しないこととなった場合
  - (3) 証明書の有効期間が満了した場合

## 2 提出書類

### (1) 皮革の場合

- 1) 証明書の原本（NACCSシステムに登録した場合は「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。）
- 2) 関税割当返納確認書（公表様式第4）2通
- 3) 輸入通関を証する書類の写し 1通（返納する証明書により輸入通関した割当物品に係る全ての輸入許可通知書等、次の①～③のいずれか一の書類）
  - ① 輸入許可通知書（一通関で複数ページになる場合は両面印刷可）
  - ② 輸入（納税）申告書（税関様式C第5020号）（税関の許可印が押印されているもの）
  - ③ 国際郵便課税通知書（税関様式C第5060号）（配達郵便局の日付印が押印されているもの）

### (2) 革靴の場合

- 1) 証明書の原本（NACCSシステムに登録した場合は「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。）
- 2) 関税割当返納確認書（公表様式第4）2通
- 3) 輸入通関を証する書類の写し 1通（返納する証明書により輸入通関した割当物品に係る全ての輸入許可通知書等、次の①～③のいずれか一の書類）
  - ① 輸入許可通知書（一通関で複数ページになる場合は両面印刷可）
  - ② 輸入（納税）申告書（税関様式C第5020号）（税関の許可印が押印されているもの）
  - ③ 国際郵便課税通知書（税関様式C第5060号）（配達郵便局の日付印が押印されているもの）
- 4) 初回輸入通関分の「自ら輸入」を証明する書類の写し 各1通
  - ① 革靴を自己の名において輸入代金決済したT/T送金（外貨送金依頼書及び計算書の両方）等の書類
    - （注1）クレジットカード払いによる場合
      - ・法人の場合は、法人名義のクレジットカードの領収書及び明細書の両方（なお、代表権を有する者の個人クレジットカードの使用も可とする。）
    - （注2）信用状（L/C）取引による場合
      - ・信用状発行（開設）依頼書及び計算書の両方

#### ② 革靴の仕入書（インボイス）

なお、初回通関が無償（輸入代金決済が発生しない）の場合は、有償となる輸入通関に至るまで無償等の記載がある契約書面等の写しを提出し無償であることを説明し、最初の有償による輸入通関に係る上記①及び②の書類の写しを提出すること。

また、「自ら輸入」を証明する書類において、証明書対象外の貨物分も併せて決済している、輸入元と送金先が異なる場合など、分かりにくい箇所がある場合は、別途「説明書」や「補足資料」を添付し、積極的に説明をすること（該当箇所にはマーカーすることが望ましい。以下同じ。）。

さらに、初回の有償となる輸入通関分の代金と決済代金が異なる（他の貨物も併せて決済した）場合は、他の貨物分のインボイスも添付し、必要に応じリストを作成するなどし、初回の有償となる輸入通関分の代金が輸入元に対して決済されていることを説明すること。

その他、事後審査（第18の8）において必要と認められる場合は上記以外の書面



を求めることがある。

### 3 提出書類の保存

上記2のほか、本公表に基づき書類の写しを提出した場合には、返納した日の翌日から5年間、当該書類の原本を保存しなければならない。

### 4 「返納確認書」に輸入許可通知書等の写しが添付されていない輸入通関数量は、後年度の実績算定数量及び消化率の算出の際に、輸入通関数量の実績とみなさない。

## 第16 返納された割当数量の取扱い

1 返納された証明書に未使用の割当数量がある場合には、2021年度の関税割当ての際に、次表の左欄に掲げる返納日（証明書を窓口へ提出した日）を基準に、その未使用の割当数量を同表の右欄に掲げる基準により取り扱い、消化率を算出する。

2 証明書の割当数量の変更により、その一部を返納した場合には、2021年度の関税割当ての際に、次表の左欄に掲げる返納日（内容変更申請書を窓口へ提出した日）を基準に、その返納された割当数量を同表の右欄に掲げる基準により取り扱い、消化率を算出する。

返納日	基準
証明書の発給日以降 2019年11月6日（水）までの間	消化率計算の際においてのみ、全てを使用したものとみなす。
2019年11月7日（木）から 2019年12月27日（金）までの間	消化率計算の際においてのみ、2分の1を使用したものとみなす。
2020年1月6日（月）以降	消化率計算の際においても、使用したとはみなさない。

なお、使用したとみなす割当数量は、実績者の実績算定数量を算出する際の消化率計算においてのみ適用し、輸入通関数量の実績とみなさない。

## 第17 「関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について」

この公表に定めるもののほか、証明書の有効期間の延長、分割、名義変更、内容変更及び再発給の手続、用語の解釈並びに申請書等の記載要領については、「関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について」（以下「関税割当注意事項」という。）において定める。

なお、証明書の割当数量をNACCSシステムで管理している場合、証明書に記載された事項の変更が発生した日から直ちにシステム業務を完了し、「証明書原本」及び「関税割当証明書登録通知情報」を税関に提出しNACCS業務完了の確認を受け、速やかに各種変更申請（分割を除く。）又は届出を行うこと。

## 第18 その他

### 1 重複申請の禁止

- (1) 新規者として、法人が申請を行う場合には、平成29年度、30年度又は2019年度に証明書の発給を受けた法人又は他の申請者（以下「他の申請者等」という。）との間において支配関係にある法人（注）と、当該申請を行った法人は、本公表においては同一の法人とみなし、重複申請を認めない。

また、新規者として、個人事業者が申請を行う場合には、一住所で一事業者（個人事業者本人が代表権者となっている法人名（商号）での申請を含む。）しか申請することができない（同一住所で別の法人又は個人事業者が既に開業している場合等においては同一申請者とみなし、申請することができない。）。

- (2) 受付後、発給までの間に、上記（1）の事実が判明した場合には、証明書は発給しない。

また、証明書発給後に経済産業省が行う事後審査の結果、上記（1）の事実が判明した場合には、当該年度に発給された証明書を発給時に遡り無効とし、当該証明書の返納を求めることがある。

さらに、その事実が判明した日からその日の属する年度の翌々年度の末日まで（当該年度の初めての証明書の発給までに判明した場合には、翌年度の末日までとする。）申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがある。

（注）「支配関係にある法人」とは、以下のような法人をいう。

- ① 役員（持分会社にあっては社員。以下同じ。）総数の2分の1超を同一割当物品の他の申請者等の役員が兼ねる関係にある法人
- ② 法人名（商号）等名称が異なっても、登記事項証明書（又は印鑑証明書）上、代表権者名及び住所が同一の法人

### 2 代理申請について

- (1) 実績者の申請にあっては、委任状により第三者に代理で申請すること（物理的に申請窓口に行くことができない場合）を委任することが可能なものとする。ただし、1人の申請者が申請窓口において一度に申請できるのは3申請までとする（実績者の委任状により代理人が申請する場合又は自らの申請及び代理による申請の双方の申請をする場合を含む。）。

代理人が申請する場合、申請の際に、委任者（実績者）自身が自署（＝手書き）で作成した関税割当注意事項に定める提出日前1か月以内に発行した「委任状（代理人用）」（注意事項様式第3）を提出しなければならない。特段の事情がない限り、ワープロ、タイプ等を使用（委任者が法人の場合には、委任者欄のみゴム印使用は可）し作成した委任状による申請は受け付けない。また、委任状に日付の記載がない場合、記載漏れや記載ミスがある場合、過去の旧様式を加工したとみなされる場合等、委任状の真正や委任者の意思が不明確な場合も同様とする。

- (2) 新規者として申請する者及び証明書の名義変更（相続、合併、会社分割及び事業譲渡・譲受による場合に限る。）を行う者は、申請時に提出書類の記載内容等の確認を行うため、代理申請は認めない。

### 3 身分確認について

申請時等には、本人確認のため、次の①から⑨までの書類（住所及び氏名が記載されているものに限る。）のいずれか一つの提示を求める。ただし、申請者が法人であって代表権者以外の

者が申請書類を持参した場合には、その者が当該法人の従業員であることが確認できる①又は②（社名が確認できるものに限る。）の書類のいずれか一つの提示、①又は②がない場合は代表権者が提出日前1か月以内に発行した従業員証明書（注意事項様式第4に限る。日付の記載がない従業員証明書については受理しない。）の提出とともに、③から⑨までの書類のいずれか一つの提示を求める。（名刺は不可）

- ① 社員証
- ② 各種健康保険証（代表権者以外の場合は社名が確認できるものに限る。）
- ③ 運転免許証
- ④ 各種年金手帳
- ⑤ 各種福祉手帳
- ⑥ 住民基本台帳カード（写真入りのものに限る。）
- ⑦ 外国人登録証明書又は在留カード
- ⑧ 旅券（パスポート）
- ⑨ 個人番号カード

#### 4 追加資料の提出

受付後の審査に当たって、この公表に定められた提出すべき書類以外の書類が必要となった場合には、経済産業省は、申請者に対して追加資料の提出及び説明を求めることがある。

#### 5 端数の取扱い

- (1) 証明書による割当物品の輸入通関数量、実績算定数量、均等割数量及び割当数量等の算出において、算出数量が次表に掲げる数量に満たない場合には、その端数は切り捨てる。

皮革	1 m <sup>2</sup>
革靴	1 足

- (2) 消化率の算出において、小数点以下3桁未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

#### 6 関税定率法及び関税暫定措置法（以下「法律」という。）の改正等

この公表の施行後、法律の改正等により変更の必要が生じたときは『経済産業公報』及び『JETRO通商弘報』のほか、次の関税割当サイトにおいて公表する。

関税割当サイト

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/03\\_import/01\\_kanwari/kanwari.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari.html)

#### 7 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）の施行

証明書の発給日において、2019年度の物品の期間ごとの関税割当数量を定めるための改正政令が施行されていない場合には、この公表の規定にかかわらず、改正政令が施行された日以降に証明書の発給を開始する。

#### 8 事後審査

- (1) 経済産業省は、公正かつ公平な関税割当制度を維持するため、この公表の施行に必要な限度において、申請のあった案件について、証明書の発給後、その申請要件について事後審査を行う。

なお、事後審査にあたり、経済産業省は、申請者の同意又は協力の下、申請のあった

案件に関連する書類、帳簿、その他データの提出及び説明を求め、更に必要があると認められる場合には、実地調査を行うことがある。

- (2) 経済産業省による事後審査により、本公表の定める要件に反することが判明した場合には、第11に基づき必要な措置をとることがある。
- (3) 経済産業省の事後審査における申請者への照会等に対し、照会事項等が確認できない場合は、翌年度の申請に際し、申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがある。

## 【別記】

### 申請要件の解釈等について

- 1 本関税割当公表において、「割当物品を自己の営業のために「自ら輸入」しようとする者」が関税割当ての申請者の要件となっている。
- 2 事実上自己の営業以外のために関税割当ての全部又は一部を使用する、又は、他人に関税割当てを使用させることは、その形式の如何を問わず「自ら輸入」する行為とはみなされない。また、保税地域における貨物の譲受、委託して行う輸入等に係る証明書の使用も、「自ら輸入」する行為とはみなされない。
- 3 輸入契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名において行ったことが確認できなければ「自ら輸入」する行為とはみなされない。
- 4 関税割当てを申請する際に、申請者が2及び3に規定する「自ら輸入」をしないと認められる場合には、申請要件を欠くものとして証明書を発給しないことがある。  
また、証明書発給後に、「自ら輸入」していない事実が判明した場合は、当該証明書の効力を発給時に遡って無効とし、当該証明書の返納を求めることがある。
- 5 本関税割当公表の規定のほか、経済産業省が所管する物品の輸入に関し、他者に証明書を取得させ、これを自己のために使用した場合にあっては、証明書を不正に使用した者とみなし、自らも証明書を有している場合には、自己が取得している証明書についても、発給時に遡って無効とし、返納を求めることがある。
- 6 他者が「自ら輸入」していないことを知りながら、当該貨物を買受けた者が、自らも証明書を有している場合には、自らの関税割当数量を使用したものとみなし、当該数量については「非該当数量」として、当該証明書から除外することがある。
- 7 本関税割当公表の規定のほか、経済産業省が所管する物品の輸入に関し、4から6に該当することが判明した場合にあっては、次の二年度の間に行われる関税割当申請にかかる証明書を発給しないことがある。
- 8 以上のほか、関税割当てを申請又は証明書を使用する者は、関税割当制度の趣旨を十分に理解の上、適正に申請し、かつ、証明書の発給を受けたときには適正に使用すること。

別表（第1の2関係）

関税率表番号	物 品
4104. 41-2(1) 4104. 49-2(1) 4107. 11-2(1) 4107. 12-2(1) 4107. 19-2(1) 4107. 91-2(1) 4107. 92-2(1) 4107. 99-2(1)	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものとびクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染着色したものとび牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第41.14項の革を除く。）のうち、染着色し又は模様付けしたのもの（以下「牛馬革（染着色等したもの）」という。）
4101. 20-2 4101. 50-2 4101. 90-2 4104. 11-2 4104. 19-2 4104. 41-1(2) 4104. 41-2(2) 4104. 49-1(2) 4104. 49-2(2) 4107. 11-2(2) 4107. 12-2(2) 4107. 19-2(2) 4107. 91-2(2) 4107. 92-2(2) 4107. 99-2(2)	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの以外のもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものとびクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染着色したものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第41.14項の革を除く。）のうち、染着色し又は模様付けしたものを除くもの（以下「牛馬革（その他のもの）」という。）
4105. 30-1 4106. 22-1 4112. 00-2(1) 4113. 10-2(1)	羊及びやぎのなめした皮（なめしたものとびクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染着色したものと並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第41.14項の革を除く。）のうち、染着色し又は模様付けしたものを（以下「羊革・やぎ革（染着色等したもの）」という。）
6403. 20 6403. 40 6403. 51-1 6403. 51-2(2) 6403. 59-1(2)	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザ一製のものに限る。）のうち甲が革製のものとび甲に毛皮を使用したものと並びにこれら以外のもので本底が革製のもの（スポーツ用のもの、体操用、競技用その他これらに類する用途に供するものとびスリッパを除くものとし、甲が革製のものを除くもの以外のものであれば、甲の一部

6403. 59-2(2)	に革を使用したものに限る。) (以下「革製及び革を用いた履物 (スポーツ用のもの及びスリッパを除く。)」という。)
6403. 91-1(2)	
6403. 91-2(2)	
6403. 99-1(2)	
6403. 99-2(2)	
6404. 19-1(1)	
6404. 20-1(1)	
6404. 20-2(1)A	
6404. 20-2(2)A	
6405. 10-1(1)	
6405. 90-1(1)A	
6405. 90-1(2)A(a)	